

四日市市北部墓地公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第109号

四日市市北部墓地公園条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市北部墓地公園条例施行規則（平成16年四日市市規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用権の承継)</p> <p>第11条 条例第17条の規定により墓地の使用権を承継しようとする者(以下「<u>承継者</u>」という。)は、墓地使用権承継許可申請書(第9号様式)に<u>戸籍謄本等承継を証明する書類</u>、承継者の住民票の写し及び許可証を添えて指定管理者に提出し、許可証の使用権承継の欄に記載を受けなければならない。</p>	<p>(使用権の承継)</p> <p>第11条 条例第17条の規定により墓地の使用権を承継しようとする者は、墓地使用権承継許可申請書(第9号様式)に<u>被承継使用者との続柄を示す戸籍謄本(抄)本</u>、承継者の住民票の写し及び許可証を添えて指定管理者に提出し、許可証の使用権承継の欄に記載を受けなければならない。</p>

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第11条関係）

墓地使用権承継許可申請書

年 月 日

四日市市北部墓地公園指定管理者

申請者（使用者）

住所

フリガナ

氏名

（氏名の記載に当たっては申請者の署名または記名押印とすること）

電話番号

四日市市北部墓地公園条例第17条に基づき、下記のとおり使用権を承継いたしたく、申請いたします。

墓地区画番号・面積	北部墓地公園	—	号	m <sup>2</sup>
前使用者	住 所			
	氏 名	印		
前使用者許可年月日・番号	年	月	日	第 号
承 継 理 由				
前使用者との続柄			戸籍謄本等の承継を 証明する書類	

\*生前承継の場合、前使用者欄自筆及び印鑑登録印を押印の上、印鑑登録証明書を添付のこと

\*使用許可証を提出すること

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市北部墓地公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる墓地の使用権の承継の申請から適用し、同日前に行われた墓地の使用権の承継の申請については、なお従前の例による。

(環境部生活環境課)